

第 10 章 消防

市町村消防計画の基準

昭和41年2月17日

消防庁告示第1号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第15号〔現行＝第14号〕の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

市町村消防計画の基準

（目的）

第1条 この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

（消防計画の大綱）

第3条 消防計画の大綱は、次のとおりとする。

- 一 消防力等の整備に関すること。
- 二 防災のための調査に関すること。
- 三 防災教育訓練に関すること。
- 四 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- 五 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- 六 その他災害対策に関すること。

（消防計画の内容）

第4条 消防計画の内容は、別表のとおりとする。

（消防計画の修正）

第5条 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附 則

この告示は、昭和41年4月1日から施行する。

別表

計画の種別	計画の指針	計画の項目
1 組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するための組織に関する計画をたてておく。	1 事務機構 (1) 平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 (2) 非常災害時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 2 災害時の消防隊の編成 (1) 通常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 (2) 非常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 ウ 訓練機関の部隊編成
2 消防力等の整備計画	消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	1 消防力等の現況 (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材 2 消防力等の増強

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材 3 消防力等の更新 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設 (2) 資器材 4 施設及び資器材の整備点検 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定期 (2) 災害後
3 調査計画	災害に対して、的確な防災活動ができるための、調査に関する計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防地理調査 2 消防水利調査 3 災害危険区域等調査 4 被害想定図の作成
4 教育訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための、計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教養 (2) 一般教養 (3) 委託教養等 2 訓練 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 規律訓練 イ 車両訓練 ウ 操法訓練 (2) 火災防ぎよ訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 基本訓練 イ 建物火災防ぎよ訓練 ウ 林野火災防ぎよ訓練 エ 船舶火災防ぎよ訓練 オ 車両火災防ぎよ訓練 カ その他火災防ぎよ訓練 (3) 水災防ぎよ訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 基本訓練 イ 水防訓練 ウ 浸水地域内火災防ぎよ訓練 (4) 救助救急訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 救助訓練 イ 救急訓練 (5) 総合防災訓練
5 災害予防計画	災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災予防指導 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防火管理者 (2) 危険物取扱主任者 (3) 消防設備士 (4) 各団体等 2 火災予防査察 <ul style="list-style-type: none"> (1) 査察対象物の指定 (2) 査察の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 定期査察 イ 臨時査察 ウ 特別査察 3 風水害等の予防指導 4 広報活動
6 警報発令伝達計画	異常気象時における火災警報等を発令、解除、伝達及び周知するための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災警報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報発令及び解除 (2) 警報の伝達及び周知 2 その他警報の伝達及び周知
7 情報計画	災害の状況を収集し、関係機関に報告、通報するための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報収集 2 情報報告及び連絡 3 情報広報 4 情報記録

8 火災警防計画	火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。	1 消防職員及び消防団員の招集 (1) 火災警報発令時 (2) 通常火災時 (3) 非常火災時 (4) その他火災時 2 出動 (1) てい察 (2) 通常火災 (3) 非常火災 (4) 応援 (5) その他 3 警戒 (1) 火災警報発令時 (2) 災害時 (3) その他 4 通信 (1) 平常時の通信体制 (2) 非常時の通信統制 5 望楼 (1) 望楼の指定 (2) 望楼発見区域図 6 火災防ぎよ (1) 危険区域 (2) 特殊建物 (3) 危険物 (4) 放射性物質 (5) 林野 (6) 船舶 (7) 車両 (8) その他
9 風水害等警防計画	風水害等を警戒し、及び防ぎよするための計画をたてておく。	1 消防職員及び消防団員の招集 2 出動 3 資器材の配備 4 監視警戒 5 事前措置の指示の方法 6 通信統制 7 応急給食
10 避難計画	住民の生命、身体を災害から保護するための避難に関する計画をたてておく。	1 勧告及び指示の基準 2 勧告及び指示の伝達 3 避難場所の指定及び誘導方法 4 避難場所の警戒
11 救助救急計画	傷病者が発生したときに救助救急を的確に行なうための計画をたてておく。	1 非常招集 2 出動 (1) 平常時 (2) 非常時 3 通信統制 4 医療機関等との協力体制 (1) 平常時 (2) 非常時
12 応援協力計画	市町村相互及び関係機関等との応援協力に関する計画をたてておく。	1 協定機関 (1) 地方公共団体 (2) 関係機関 (3) その他団体 2 応援の方法 3 資料の交換

秋田県林野火災空中消火運営実施要領

平成29年2月3日

総務部総合防災課

（趣 旨）

第1 この要領は、「林野火災の予防及び消火活動について」（平成15年10月29日付け消防災発第206号消防庁防災課長）並びに「秋田県地域防災計画」に基づき林野火災空中消火（以下「空中消火」という。）作業を円滑に実施し、その効果を最大限に発揮するため必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2 空中消火は、県、応援を行う道県（以下「応援道県」という。）、自衛隊、及び市町村が協力する体制で実施するものとし、空中消火基地（以下「基地」という。）の選定にあたっては、防災関係機関の密接な連携のもとに行うものとする。

（空中消火の実施）

第3 空中消火を実施するのは、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 急傾斜地等、道路水利が不便であるなど火災現場周辺の立地条件が悪く地上防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対し、地上防御能力（広域消防相互応援協定等による応援及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む）が不足、または不足と判断される場合
- (3) 人命危険・人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

（災害派遣要請手続）

第4 応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣要請の手続は、「秋田県地域防災計画」によるほか、空中消火を実施するため次の事項について明らかにするものとする。

- (1) 基地の使用場所、水利の確保、その周辺の状況（障害物、気象の状況等）並びに目標物
- (2) 災害派遣要請市町村の連絡場所と連絡責任者の氏名
- (3) 空中消火用資機材（以下「資機材」という。）の整備状況
- (4) その他空中消火を実施するにあたり参考となる事項

（連絡通報）

第5 空中消火のための林野火災発生連絡通報系統は、別表1によるものとする。

（実施体制の確立）

第6 市町村は、空中消火を実施するため県、応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣を要請した場合には、その実施に際し、火災現場に統括的実動的な連絡調整指揮を行える組織を設置するとともに、適切な防御計画をたて、関係機関との連絡調整を行い、また、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配備するなど、防ぎよ活動の万全を期する。なお、指揮体系の一例は、別表2のとおりである。

2 県は、早急に基地を定めるとともに、関係機関と連携のうえ、次の体制を整えておくものとする。

- (1) 応援道県及び自衛隊のヘリコプターが現地に到着するまでに、基地に資機材及び薬剤の搬入及び補給作業に従事する人員を配置し、作業を円滑に実施できる体制を整えておく。

なお、薬剤による空中消火活動を行うための地上作業班の編成及び作業内容の一例は、別表3のとおりである。

- (2) 資機材及び薬剤は、原則としてこれを保管する県が現地に輸送するか、その状況によっては市町村が輸送する。
- (3) 資機材の取扱い、薬剤の溶解等は県職員が行い、又その指導にあたるが市町村においても作業要員を確保する。

（基地）

第7 基地を設置する場合は、事前に当該施設管理者の了承を得ておくものとする。

（安全の確保）

第8 基地において作業に従事する者は通常守るべき安全のための配慮のほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 防塵用眼鏡、マスクを着用する。
- (2) ヘリコプターの行動に注意し、ヘリコプターの飛行中はその周辺に位置しない。
- (3) 地上にあるヘリコプターに近づく場合は、誘導員等（消防防災航空隊員、自衛隊員又はパイロット等）に連絡し、その指示に従う。
- (4) ヘリコプターの離着陸方向は常に開放しておくとともに、基地周辺での火気の使用を禁止する。

（資機材及び薬剤の整備）

第9 県は管内の林野分布、林野火災発生状況、基地の分布状況を考慮して、あらかじめ資機材及び薬剤を整備するものとする。

（その他）

第10 使用した資機材及び薬剤の費用負担については、県、及び市町村が協議して決めるものとする。

附 則 この要領は、昭和54年11月21日から施行する。

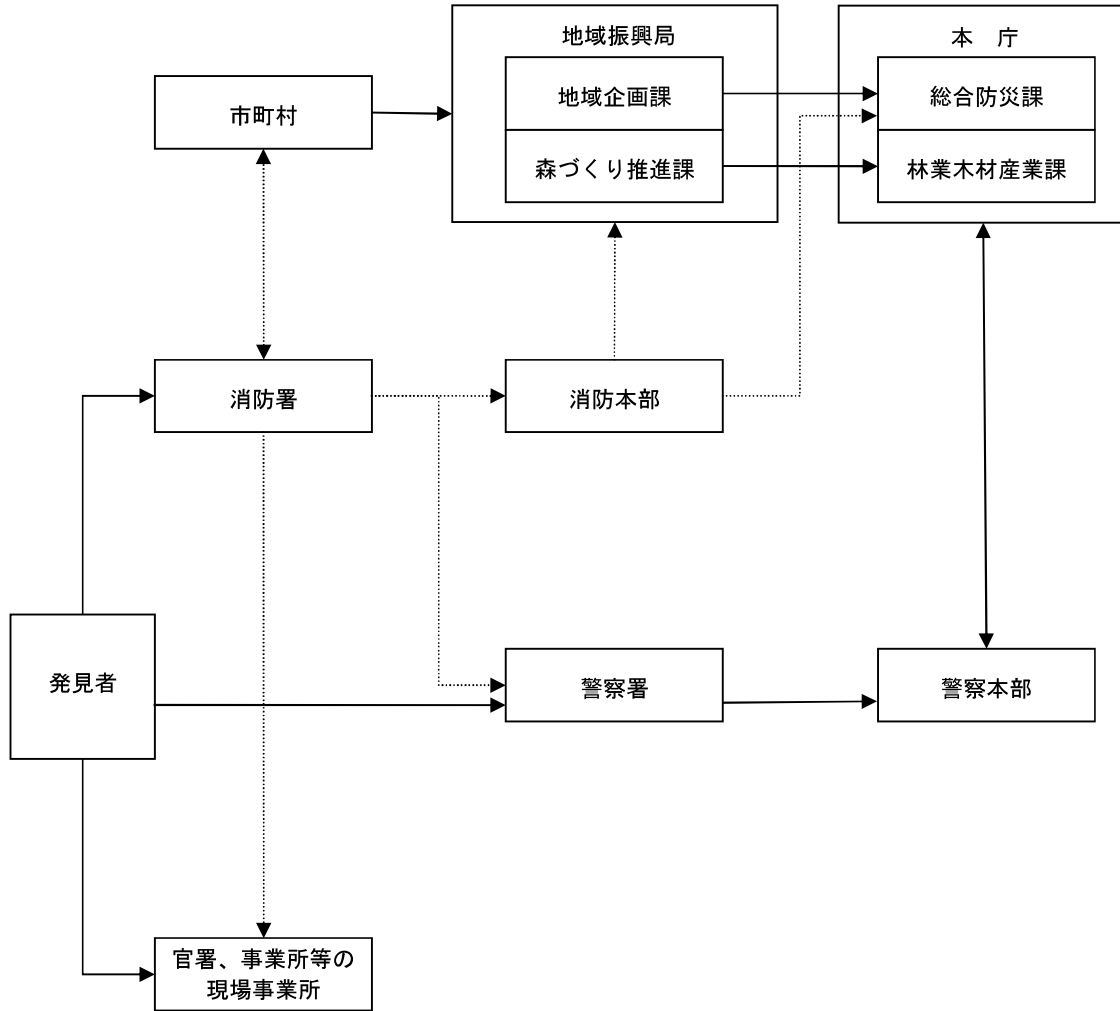
附 則 この要領は、平成9年7月23日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

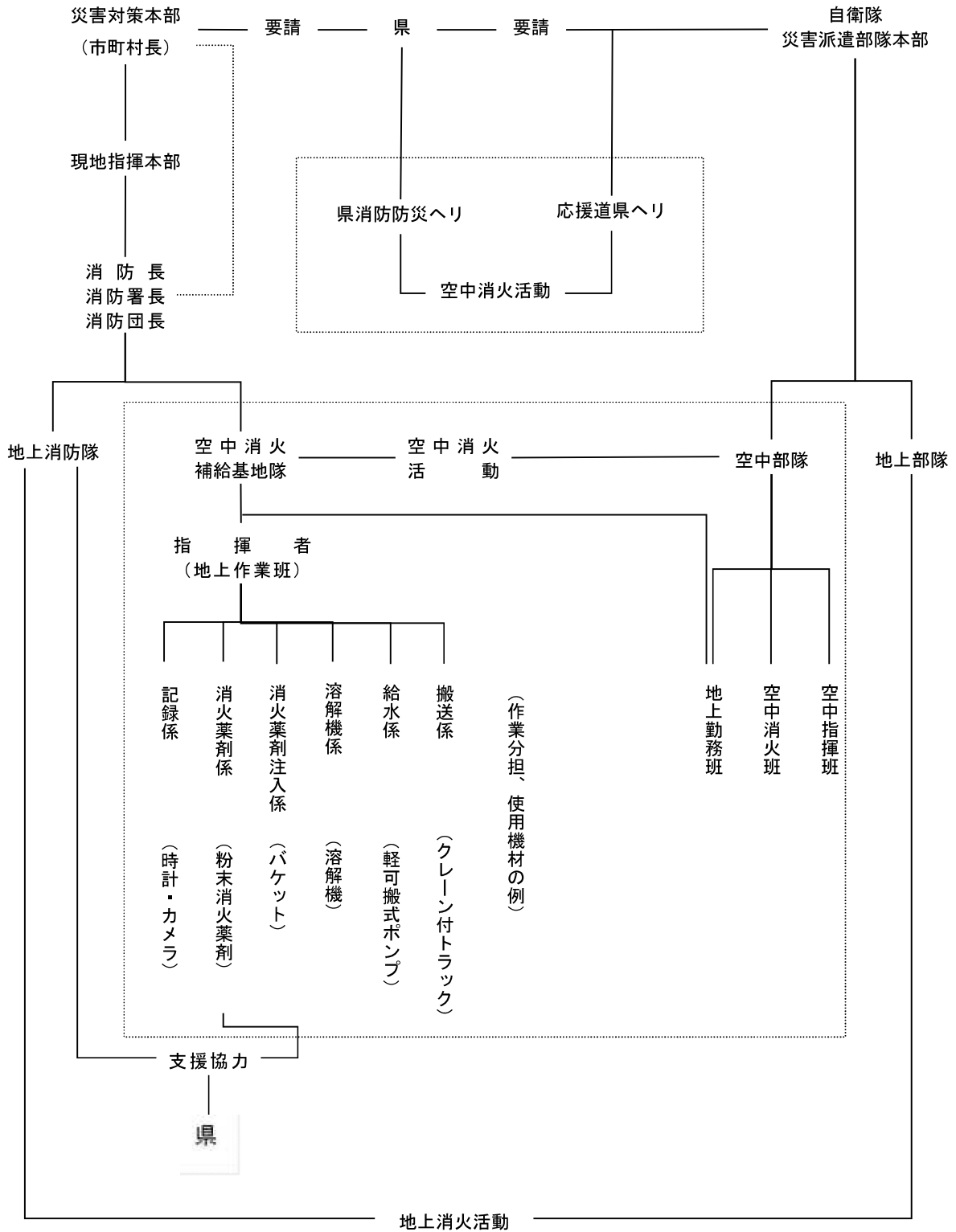
附 則 この要領は、平成23年1月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年2月3日から施行する。

林野火災発生連絡通報系統図



指揮体系



地上作業班の編成及び作業内容

名 称	資機材	人員	任 務	作 業 内 容
指揮者		1	現地ヘリポート指揮全般	消火基地から現地のヘリポートへ輸送された資機材について、現地ヘリポートの作業全般について指揮をする。
搬送係	クレーン付きトラック	5	消火資機材の搬送	消火薬剤、バケツ、溶解機、組立水槽、軽可搬式ポンプ、バッテリー等の資機材を消火基地へ搬送する。
給水係	軽可搬式ポンプ	1	水源地から消火ポンプで溶解機に給水 (注水量の決定)	水源地から軽可搬式ポンプで溶解機に給水する。 (送水圧力 1.0Mpa)
溶解機係	溶解機	1	溶解機の運転	薬液の濃度をバルブで調整する。 注入開始・停止のバルブ操作をする。
消火薬剤注入係	バケツ	1	消火剤水溶液を散布装置（バケツ型）に注入（注入量の決定）	溶解機よりホースを延ばし、専用ノズルを取り付ける。 溶解機の濃度調整作業の水が止まり次第、組立水槽に専用ノズルを引っかける。 注入後、ノズルをはずし待機する。
消火薬剤係	粉末消火薬剤	3	粉末消火薬剤を溶解機に投入	15 リットル缶より消火薬剤を取り出して投入の準備をし、溶解機、消火薬剤注入の準備を確認後、ホッパーから溢れないよう投入する。
記録係	時計・カメラ	1	ヘリコプターの飛行回数、離着陸時間の記録	ヘリコプターの飛行回数と離着陸時間の計測を行う。

秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則

平成29年2月3日

秋田県総合防災課

秋田県林野火災空中消火運営実施要領による空中消火作業のうち、県が実施するものについては、次によるものとする。

第5関係

林野火災発生連絡通報系統のうち、連絡の主務担当は、総合防災課は消防班、林業木材産業課は調整・木材流通班、地域企画課は危機管理を所管する班、森づくり推進課は林業振興班とする。

第6の2の(2)関係

- 1 資機材及び薬剤の現地への輸送は、総合防災課が行うものとする。
- 2 市町村が輸送する場合は、総合防災課は、速やかに搬送できるよう協力するものとする。

第6の2の(3)関係

資機材の取り扱い等別表3の技術指導は、総合防災課の職員がこれにあたるものとする。

第9関係

- 1 資機材及び薬剤は、総合防災課が常時点検整備しておくこと。
- 2 整備に要する費用は、総合防災課が負担する。

第10関係

費用負担等の協議は、総合防災課が行う。

附 則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成23年1月19日から施行する。

附 則 この細則は、平成29年2月3日から施行する。

資料番号 10-4

〔県総務部 総合防災課〕

消防本部が保有する救助活動用資機材

（令和3年4月1日現在）

資機材		消防本部														合計
		鹿角広域	大館市	北秋田市	能代山本	五城目町	湖東地区	秋田市	男鹿地区	由利本荘市	にかほ市	大曲仙北	横手市	湯沢雄勝		
一般救助用器具	かぎ付きはしご	5	2	7	3	2	3	14	5	5	3	5	3	4	61	
	三連はしご	5	6	7	12	3	3	23	9	13	4	17	11	10	123	
	金属製折り畳み梯子 又はワイヤー梯子	3	6	1	1		1	12	4	1	2	2	5	10	48	
	空気式救助マット	1	2	1	2		1	4	3	1		3	1		19	
	救命索発射銃	1	1	2	2	1	1	4	1	2	1	1	1	1	19	
	サバイバースリング 又は救助用縛帯	4	7	8	14	2	5	16	6	7	4	12	14	4	103	
	平担架	1	1	1	3		1	9	2	1		3	9	1	32	
	重量物排除用器具	油圧ジャッキ	3	2	7	3	1	1	5	2	1		3	2	5	35
油圧スプレッダー		1	2	2	1	1		2	4		2	3	2	1	21	
可搬ウィンチ		3	2	5	7	2	2	11	2	3	2	6	2	2	49	
マンホール救助器具		1	2	1	3		1	5	2	2		2	1	1	21	
救助用簡易起重機										1		1			2	
マット型空気ジャッキ		1	2	4	3	1	1	5	3	2	1	3	2	4	32	
大型油圧スプレッダー		2	2	6	7		3	8	2	2		3	4	1	40	
救助用支柱器具			1	5	1			4	1	2	2	1	1		18	
チェーンブロック				4	2			3	1			1	1		12	
切断用器具	油圧切断機	1	2	4	4	1	1	4	1	2		5	1		26	
	エンジンカッター	3	7	8	14	3	5	16	8	9	5	9	7	13	107	
	ガス溶断機	1	2	1	3		1	2	2	1	1	2	1		17	
	チェーンソー	6	6	7	15	3	3	18	10	13	7	18	11	8	125	
	鉄線カッター	3	2	7	29	4	6	19	2	22	1	5	11	5	116	
	空気鋸	2	2	2	3	1	1	6	1	2	2	4	2	1	29	
	大型油圧切断機	2	1	5	3		1	7	2	2	1	3	3	1	31	
	空気切断機			5	2		1	2	1			1	1		13	
	コンクリート鉄筋切断用チェーンソー	1		3				1	1			1			7	

消防本部 資機材		鹿角 広域	大 館 市	北 秋 田 市	能 代 山 本	五 城 目 町	湖 東 地 区	秋 田 市	男 鹿 地 区	由 利 本 荘 市	に か ほ 市	大 曲 仙 北	横 手 市	湯 沢 雄 勝	合 計	
		破壊用器具	万能斧	3	7	26	26	4	8	77	21	28	7	27	27	18
ハンマー	8		3	5	15	2	1	25	10	14	2	29	16	1	131	
携帯用コンクリート破壊器具	1		1	3	4		1	5	1	2		3	6	1	28	
削岩機	1		1		1	1	1	4	1	1		2	2	1	16	
ハンマドリル	2		1	1	4	1	2	8	2	1		3	1	1	27	
検知・測定用器具	生物剤検知器							1							1	
	可燃性ガス測定器	1	3	3	8		1	18	3	3		10	2	3	55	
	有毒ガス測定器	1	1	3	8	1	2	23		1	2	10	3	3	58	
	酸素濃度測定器	1	1	3	8		1	17	1			10	2	2	46	
	放射線測定器	8	8		36		2	76		10		47	26	20	233	
化学剤検知器							3					1		4		
呼吸保護用具	空気呼吸器	23	41	37	68	13	22	123	51	68	19	141	55	61	722	
	空気補充用ポンペ	6		116											122	
	酸素呼吸器		5					18		5	2	4	5		39	
	簡易呼吸器				9		2	14				2	2		29	
	防塵マスク		25	29	40	5	5	30		62	24	58	79	15	372	
	送排風機	2	2	1	4		1	5	1	2	1	2	3	2	26	
エアラインマスク											1			1		
隊員保護用具	耐電手袋	2	12	30	36	9	2	48	19	13	21	59	17	4	272	
	耐電衣	2	7	8	10	2	2	17	5	11	2	11	8	4	89	
	耐電ズボン	2	7	8	10	2	2	17	5	11	2	11	8	3	88	
	耐電長靴	2	7	14	10	2	2	19	5	13	2	14	6	4	100	
	防塵メガネ		5	2	10	10		21	5			253	49	170	525	
	携帯警報機	15	21	12	36	4	14	32	14	30	12	9	45	10	254	
	防毒マスク		9	5	36	3	14	33	6	39	5	58	10	191	409	
	化学防護服 （陽圧式化学防護服を除く）	5	2	2	71			34	307	11	131	30	28	28	25	674
	陽圧式化学防護服	3	3	2	3	3			21	3	5	2	5	5	5	60
	耐熱服	4	3		2			2	19	9	4	2	3	2	2	52
	放射線防護服		2		7				23		2		3	2		39
特殊ヘルメット	2					2		3				2	40		49	
汚染用器具	汚染シャワー	1	1		1			2				1	1	1	8	
	防染剤散布器	2	2		1			2					2	2	11	

消防本部 資機材		鹿角 広域	大 館 市	北 秋 田 市	能 代 山 本	五 城 目 町	湖 東 地 区	秋 田 市	男 鹿 地 区	由 利 本 荘 市	に か ほ 市	大 曲 仙 北	横 手 市	湯 沢 雄 勝	合 計
		水難救助用器具	潜水器具	6	11	11	6			19	16	11	8		11
救命胴衣	38		72	54	108	27	27	191	80	90	58	115	113	37	1010
水中投光器			12	2	10			22		7			12		65
救命浮環	4		16	9	21	9	4	36	15	17	6	4	40	4	185
浮標	1				5			5	2		1		1		15
救命ボート	2		3	6	2	1	1	15	1	2	2	5	4	2	46
船外機			3	3	3	1	1	6	1	3	1	4	1	2	29
水中スクーター				1	4										5
水中無線機				1					1				5		7
水中時計			14	4	9				2		1		11		41
水中テレビカメラ												1		1	
山岳救助用器具	登山器具				5			4		6					15
	バスケット型担架	1	3	7	7	1	1	14	3	5	2	11	5	3	63
検索用器具	簡易画像探索器		2		1		1	2	1			2	2	1	12
高度救助用器具	画像探索器				1			4	1	1		3	1	1	12
	地中音響探知機							2				1			3
	熱画像直視装置			5	5	1	1	14	8	2		15	7	2	60
	夜間用暗視装置							2				1			3
	電磁波探査装置														
	二酸化炭素探査装置														
	水中探査装置														
その他の救助用器具	投光器	6	15	13	33	3	9	35	1	16	5	27	22	14	199
	携帯投光器	5	47	19	60	3	20	15	14	28	7	63	30	6	317
	携帯拡声器	7	14	19	35	14	10	51	2	26	11	29	25	17	260
	携帯無線機	5	30	33	66	15		55	2	56	25	138	25	5	455
	応急処置用セット	1	11	4	1	1	1	13	1	2		2	2	1	40
	車両移動器具		1	1	4		2	6	1	2		2	4	4	27
	緩降機	1	4	1	2		1	4	1	2		2	4		22
	ロープ登降機	2	5	6	4		2	2	2	5		10	4	1	43
	救助用降下機		3	3			4	2				1	2		15
	発電機	6	12	25	24	5	12	36	14	20	15	26	16	14	225
その他	大型プロア							1							1
	ウォーターカッター														

※ 令和3年度版 救急救助の現況（総務省消防庁）

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県生コンクリート工業組合（以下「乙」という。）は、秋田県内において、秋田県地域防災計画が対象とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における必要な消防用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「消防用水等」という。）の供給の協力を求めるときに必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時等において必要と認める場合に、乙に対して、コンクリートミキサー車等の水輸送が可能な車両（以下「輸送車両」という。）による消防用水等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、通常業務に優先して甲の指定する場所に輸送車両を出動し、消防用水等を供給するものとする。

3 県内の市町村から甲に対して、消防用水等の供給の協力要請があったときは、甲は乙に対し、要請できるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の甲から乙への要請は、次に掲げる事項について、口頭等により乙に行うものとし、その後、遅滞なく、甲は別紙様式第1号「供給支援活動要請書」を乙に提出するものとする。

- 一 要請日時
- 二 業務の内容
- 三 業務の場所
- 四 業務の予定期間
- 五 要請する輸送車両の台数・人員等
- 六 甲の担当者名及び連絡先
- 七 その他必要な事項

2 甲は、乙への要請を終了し、又は中止するときは、速やかに口頭等により乙に連絡するものとする。

（実績の報告）

第4条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時及び場所、協力する輸送車両台数及び人員を口頭等により速やかに連絡するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、別紙様式第2号「災害時における消防用水等の供給支援業務報告書」により、遅滞なく、甲に対し文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、要請業務に要した経費について負担するものとする。

2 甲が負担する金額は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第4条第2項による業務報告後、当該業務に要した経費について、前条第2項により決定した負担額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかに負担額を支払うものとする。

（危険回避）

第7条 乙から連絡を受けた乙の構成員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、作業を中断し、その危険を回避することができるものとする。

（会員名簿の提出）

第8条 乙は、乙の構成員名簿並びに乙の構成員が所有する輸送車両の車種及び台数の一覧表を毎年度1回、甲に提出するものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（他の協定との関係）

第12条 この協定は、乙に加盟する構成員等と市町村が締結する災害時の応援協定等を妨げるものではない。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月28日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監
渡 辺 雅 人

乙 秋田市寺内蛭根一丁目15番18号
秋田県生コンクリート工業組合理事長
村 岡 兼 幸

様式第1号（第3条関係）

〇〇 - 〇〇〇〇
 〇〇 年 月 日

秋田県生コンクリート工業組合理事長 様

秋田県総務部危機管理監 印

供給支援活動要請書

「災害時における消防用水等の確保に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり要請します。
 なお、作業の安全管理には十分注意の上、危険を感じた場合は速やかに活動を中止し、撤退してください。

要請日時	〇〇 年 月 日 時 分	
業務の内容	(例：簡易水槽への給水 等)	
業務の場所	市町村	
業務の予定期間	〇〇 年 月 日 時 分から 〇〇 年 月 日 時 分まで（空欄の場合は終了連絡時まで）	
その他の 連絡事項	(要請する輸送車両の台数・人員等)	
県担当 連絡先	所属・職氏名	秋田県総務部総合防災課 〇〇班
	電話番号等	電話 F A X
	電話番号等	電話 F A X

様式第2号（第4条関係）

〇〇 年 月 日

秋田県総務部危機管理監 あて

秋田県生コンクリート工業組合理事長 印

災害時における消防用水等の供給支援業務報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により支援活動要請のあった業務を完了したので、「災害時における消防用水等の確保に関する協定書」第4条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
業務活動日時	〇〇 年 月 日 時 分から 〇〇 年 月 日 時 分まで
支援活動実施 会社・工場名 (複数の場合は別様に記載)	会社・工場名： 担当者名： 担当者連絡先：TEL FAX
支援活動業務 の内容	1 場所 2 派遣車両数 3 派遣人員数 4 具体的内容